

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件（案）について（概要）

令和 8 年 4 月
出入国在留管理庁
厚生労働省

1. 改正の趣旨

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「規則」という。）においては、技能実習計画の認定基準等について、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業にあっては、事業所管大臣が、告示でその特例を定めることができることとしており、具体的な職種及び作業は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業（平成 29 年法務省・厚生労働省告示第 4 号。以下「告示」という。）において規定されている。
- 本改正は、今般新たに技能実習の移行対象職種として追加されることとなる管路更生職種（管路更生工事作業）について、その業務の内容等に鑑み、告示において当該法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業に同職種を追加するものである。

2. 改正の概要

- 告示における次に掲げる項目について、管路更生職種の技能実習の適正な実施のため、職種及び作業に特有の事情に鑑みた基準を定めるべきものとして、管路更生職種（管路更生工事作業）を追加することとする。
 - ・ 技能実習を行わせる体制の基準（第 2 項関係）
 - ・ 技能実習生の待遇の基準（第 3 項関係）
 - ・ 技能実習生の数（第 4 項関係）

3. 根拠条項

- 規則第 12 条第 1 項第 14 号、第 14 条第 5 号及び第 16 条第 3 項

4. 適用期日等

- 告示日：令和 8 年 6 月（予定）
- 適用期日：告示日